

第 51 類 羊毛、纖獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

注

- 1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (a) 「羊毛」とは、羊又は子羊の天然纖維をいう。
 - (b) 「纖獸毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ、やく、うさぎ(アンゴラうさぎを含む。)ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。
 - (c) 「粗獸毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の纖獸毛以外の獸毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獸毛(第 05.02 項参照)及び馬毛(第 05.03 項参照)を除く。